

賛否など態度決定に至った理由・討論

令和5年12月定例会	
議案番号 議案名	議案第32号 令和5年度松戸市一般会計補正予算（第5回） 議案第35号 松戸市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について 議案第36号 特別職の職員の給与及び費用弁償の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議員名・会派名等	日本共産党 うつの史行
賛否態度	反対
賛否など態度決定に至った理由や討論	<p>私たち日本共産党は、本会議および委員会での討論という議員の権能を最大限に活かすことこそ責任であると考えます。非公式のこの場に、議会で発言してもいない議員が意見を掲載するというやり方は、議員自らが議会における議論を軽視する行為であるとの考えから、以下、本会議・委員会など公の場で討論した内容（抜粋）を掲載いたします。</p> <p>****</p> <p>日本共産党のうつの史行です。 ただいま総務財務常任委員長よりご報告のありました議案第32号、一般会計補正予算（第5回）、議案第35号市議会議員および第36号特別職の期末手当をそれぞれ引き上げる条例改正につきまして会派を代表して討論を行います。</p> <p>まず議案第35号、36号について一括して討論します。 本議案は市議会議員と市長をはじめとした特別職の期末手当引き上げについてであります。すでにくつきの自治体では同様の議案が審査され、否決されています。 審査内容を見ても、市長の業績評価を判断基準とした議論が散見されます。期末手当は勤勉手当と異なり単に在籍期間に応じた支給ではありますが、それを分かった上であえて同様の視点を向けたとき、今年5月臨時会で国有地取得議案の否決という重大事態がありました。「市庁舎建て替え」は市長の掲げる3つの最重要課題の1つであり、その核となる議案の否決という事態を招いた責任は極めて重いと言わざるを得ません。 我々市議会議員についても、質問時間や予決算討論、本会議質疑等の時間短縮などパフォーマンスは大幅に低下したままです。必要なのは手当アップではなく議会のパフォーマンスアップです。 現状での期末手当増額など市民の理解を得られるとは到底思えないことから2つの議案に反対します。</p>

次に議案第 32 号、一般会計補正予算（第 5 回）についてです。本議案は新拠点ゾーン南側に隣接する土地の測量や矢切の渡し公園の用地購入などが内容となっていますが、とくに土地取得に向けた測量について集中して質疑が行われました。

委員会に先立っておこなわれた本会議質疑で、当該土地の買収を含む総事業費の見込みは、実に 16 億 8400 万円に及ぶことが分かりました。

この土地の買収の必要性について審査では、S 字道路への右折レーンや歩道の新設・拡幅による安全対策と渋滞解消といった説明がありました。

また交差点の状況について、現状の 2500 台／24h が土地区画整理事業により 4000 台に増えるという見込みが示されました。一方で仮に 4000 台となった場合でも渋滞の目安となる交差点需要率は 0.3 であることも分かりました。

需要率は一般的に 0.9 までが円滑な交通処理が出来る判断基準とされています。ご答弁の需要率 0.3 という交差点への渋滞対策は、客観的かつ定量的観点からは「必要性の低い無駄な対策」という評価が下されかねません。

もし逆の立場ならどうでしょうか。議員が「とある交差点が渋滞しているから解消を」と質問に取り上げても、市は「その交差点の需要率は 0.3 と基準内であるため、慢性的な渋滞は発生する状態にはない」と答弁すると思います。

今回の提案は「たとえ交差点需要率が基準より低くても、市は渋滞対策を講じる」という前例となるのではないのでしょうか。

もちろん体感としての渋滞解消や、歩道新設・拡幅による安全対策などの事業効果はあると思います。しかし今回の提案はどうにも「とってつけたような理由」が添えられている印象が拭えません。

さて、土地買収の必要性については渋滞対策に加え「土地区画整理事業を補完するため」という説明がありました。また土地区画整理事業と一体的に事業を行うことで、効率的で汎用性がある整備ができることもご答弁されました。

確かに南側ゾーン国有地に隣接している土地であり、「整備するなら一体に」というのは頷けます。しかし、ではそもそもなぜ相模台地区土地区画整理事業の区域にこの土地を含めなかったのか疑問が生じます。

また総額 17 億円もの大事業であるにも拘わらず、新拠点ゾーン整備基本計画の事業費に含まれていません。8 億円の S 字道路は書かれています。その 2 倍以上も費用がかかる事業が突然現れたのです。土地区画整理事業を補完し、一体的整備を要するという「重要事業」らしからぬ提案であり、この点も大いに疑問です。

では本事業の必要性は、いったいつ生じたのでしょうか。審査ではこの9月、地権者から「生活状況の変化からすぐにでも売りたい」と買い取りの申し出があり、検討を開始した旨のご答弁がありました。

この地権者の突然の申し出が、今回の唐突な議会提案の理由となったようです。

このご答弁に対し私は「土地をすぐに売りたいなら通常、不動産屋を通じた売却を考える」「そもそも市に売ることが第一選択とはならない」こと、そして「かねてより市から地権者に買収の打診をしてきたのではないかと指摘をいたしました。

実際、伝え聞くところでは5年ほど前からそうした話が地権者にあったようだ、という指摘もあるのです。5年前と言えば新拠点ゾーン整備基本構想がつくられ、MATSUDOING2050 が開催されたあたりです。その頃から当該土地の買収の必要性を、市は認識していたのではないのでしょうか。

こうした数々の疑問の上に立って、大きく2つの角度から計4点、指摘します。

まず1つめの角度として、「事業の必要性の認識」について2つ申し上げます。

1つ、なぜ今までまったく話がなかったのでしょうか。

昨年9月、国有地価格が11億円増額となったときも、5月臨時議会で国有地取得議案が提出されたときも、この事業費17億円の土地について説明も議論も何もありませんでした。6月定例会でも、公園南側崖下付近のイエローゾーン…まさにこの土地について「民有地を含む市の対策工事は通常できない」のでイエローゾーンの指定は残る旨の答弁がなされています。

これだけ聞くと、本当にやるつもりが無かった、買収する気などまったく無かったように見えます。

今回の審査で確認したように、仮に南側ゾーン国有地に市庁舎を建てるにしても、またS字道路手前に右折レーンをつくったり脇の歩道を新設・拡幅するにしても、レッドゾーンやイエローゾーンの解除は必要ありません。だから当時もそのような答弁になったのだと思います。

突如あらわれた17億円もの対策事業ですが、果たして本当に必要なのでしょうか。新拠点ゾーン整備基本計画にも記載はありません。実は必要ない事業を必要ない規模でおこなおうとしてはいないのでしょうか。

逆にもし本当に「土地区画整理事業の補完」として必要な事業であるなら、なぜ今までまったく話が出てこなかったのでしょうか。

審査では、多額の費用を後出し、小出しにすることで市庁舎移転の

全体事業費を安く見せようとしているのではないかと指摘する委員もおられました。そうした疑念が出るのも無理は無いと思います。

もう1つはこの土地をなぜ土地区画整理事業地区内に含めなかったのか、という点です。

相模台地区土地区画整理事業は、国を唯一の地権者として実施される個人施行の事業です。個人施行の場合、地権者全員の同意が必要ですが、この土地を事業地区に含めなければ地権者の同意が必要ない旨、国からアドバイスがあったようです。

やはり今回の土地を含めた土地区画整理事業も選択肢として念頭にあったのではないのでしょうか。ただ選択肢にはあったが、地権者同意など諸条件クリアの手間を省き、迅速・スムーズな事業実施を優先すべく区域から外した、ということではなかったのでしょうか。

R4年3月議会、相模台地区土地区画整理事業の特別会計が設置されました。

当時、私は事業に不可欠である国有地の取得も、市庁舎移転の方向性も定まらないまま、結論ありきで土地区画整理事業を進めるのは手順違いの「フライング」とであると指摘しました。

新拠点ゾーン整備基本計画に影も形もなかった17億円もの事業が「土地区画整理事業の補完」として「一体的に効率的にすすめるべき」重要事業として唐突に提案されるこの「異様な事態」の背景には、こうした急ぎすぎの土地区画整理事業が生み出した「歪み」があるのです。

本市議会でもたびたび出てくる「計画行政」という言葉をいったいどこに置き忘れてしまったのでしょうか。執行部も我々議会も、いま一度その基本に立ち返るべきではないのでしょうか、強く指摘し訴えるものです。

つぎに2つめの角度として「17億円もの事業費負担」について2点、申し上げます。

1つは土地の買収範囲についてです。

審査で示された約17億円の事業費は、5つの民地を丸ごと買収する費用が含まれています。しかし本来必要な土地は、S字道路のための右折レーンと脇の歩道拡幅・新設のための用地であり、奥に細長い形状となっているこれらの土地の「ほんの入口」部分だけです。通常、公が道路拡張用地などを買収する場合、必要な部分の土地のみに限られ、残った土地はたとえ不整形地であっても買い取りません。

それが何故、土地の奥の奥、レッドゾーン・イエローゾーンとなっている急傾斜地まで含め全体を買い上げる予定で事業費を見込んでいるのでしょうか。原則を大きく踏み外した明らかな買いすぎであり、後々に禍根を残す前例となりかねません。

今回は測量の予算であり、どこまで買収するかは今後あらためて提案されることになるのでしょうか。しかし新拠点ゾーンのためなら手段も問わず、金に糸目もつけない市のこだわりというか執念が垣間見える「異質な提案」であると言わざるを得ません。

2つめはそもそも「買収は不要」なのではないか、ということです。質疑の中で私は、「当該土地を土地区画整理地区内に含めていれば、17億円という事業費を大幅に圧縮できたのではないか」と指摘いたしました。

今回の17億円は土地区画整理事業とは別会計の新規事業、市の純然たる負担額です。

それを土地区画整理事業に組み込むことによるメリットは以下の通りです。

まず17億円の費用は一般会計ではなく土地区画整理事業特別会計の中で自給自足することになります。

次に、S字道路のための右折レーンや脇の歩道拡幅・新設のための用地は買収しなくても公共減歩として確保が可能になります。

また、公共減歩で残った土地を現地換地とすれば地権者は現在と同じ土地に住み続けることができ、市も残りの土地を買収する必要もなくなります。

さらに、本当に必要なら土地区画整理事業の中でレッドゾーン・イエローゾーンの対策工事もできます。その場合の費用は17億円に含まれる造成費用、約3億円と大きくは変わらないと思います。

いずれにせよ、手間を省き迅速かつスムーズさを最優先にした、急ぎすぎでフライングの土地区画整理事業でなければ、17億円もの費用は大幅に圧縮できたものと考えます。

では今からこれらの土地を土地区画整理地区に組み込む事業計画の変更は可能でしょうか。

調べてみたところ、事業区域の面積を減らす事業計画の変更がいくつか見つかりました。

またR2年には品川駅周辺土地区画整理事業で、事業区域の面積を増やす事業計画の変更が行われていることなどからも、区域の増減は技術的には可能と思われます。

地権者から土地買い取りの申し出があった今、土地区画整理事業の条件である地権者同意をクリアするには執行部にとってチャンスなのかも知れない、と審査を通じ感じたところであります。

この他、本補正予算には矢切の渡し公園の用地取得も提案されていますが、いまだに公園の役割も、どんな公園にするかも定まっていません。大前提を欠いたまま事業を開始してもう5年です、方向性が定まらないにも程があります。

新拠点も同じです。土地区画整理事業に不可欠な国有地取得が決まっています。市庁舎をどうするのかも決まっています。こんな

大前提を2つも欠いたまま、その関連事業をどんどん進めよう、というのが今回の提案です。

前提を欠いたままの見切り発車であっても、いったん動き出せば事業自体が目的化し簡単には立ち止まりません。だからこそ事業開始の是非こそ最も慎重に判断すべきなのです。

17億円の大事業は課題山積です。いまはその開始の時期にはないと判断し、本補正予算に反対します。

以上、皆さんの反対へのご賛同をお願いし、会派を代表しての討論といたします。